

建設局職員にかかる勤務労働条件についての事務折衝（議事録）

【局】

- ・令和7年3月31日付で万博推進局から建設局に協力要請があったものである。
- ・要請内容としては、万博開催期間中は、万博関連交通と通勤や物流等にかかる一般納通が輻輳するため、適切な対策を講じ、円滑な来場者輸送と都市活動の両立をめざすことから、「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」を設置し、企業や団体、府民市民に対し、一般交通の抑制、分散、平準化を働きかける、「働きかけTDM」に取り組むというものであった。
- ・TDM取組の基本的な考え方は、万博交通の集中が予測されるOsakaMetro中央線、御堂筋線における午前中のピーク時間帯（8時台～10時台）の混雑緩和をめざしているところである。
- ・令和6年12月23日に公表された「万博会期中の府市及び博覧会協会のTDM取組方針」において、大阪府・大阪市にあたっては積極的にTDMに取り組んでいくものとされていることから、建設局においてもATCに勤務されている職員の柔軟な対応をめざし、既存の時差勤務・フレックスタイム制、テレワークなどの制度のほかに勤務時間の割振り変更によりTDM取組み推進に寄与していくたいと考えているところである。
- ・このことから、当該業務に従事する職員の従事当日の勤務時間を9時～17時30分から、早出勤務について、「8時～16時30分」、休憩時間「12時15分～13時」、遅出勤務について「12時～20時30分」、休憩時間「15時15分～16時」に、短時間勤務職員について、9時～17時15分から、早出勤務について、「8時～16時15分」、休憩時間「12時15分～13時」、遅出勤務について「12時～20時15分」、休憩時間「15時15分～16時」に変更してまいりたい。
- ・なお、今回の勤務時間の割振り変更についての対象は、ATCに勤務する職員で万博開催期間中のみの対応と考えている。

【支部】

- ・今回の勤務時間の割振り変更については、基本的に了承するが、勤怠申請手続き等の詳細について事前に説明すること。
- ・引き続き、今回のほか、組合員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、時宜を逸することなく協議を行うことを要請する。

【局】

- ・職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、適宜、協議を行ってまいりたい。